

令和2年度 札幌市介護サービス情報の公表に関する報告・調査・情報公表計画

1 目的

介護保険法第115条の35の規定による介護サービス情報の報告等の実施に関して、札幌市介護サービス情報の公表実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条の規定により、介護保険法施行令第37条の2第1項、第37条の5第1項及び第37条の11第1項において準用する第37条の5第1項の規定に基づく、報告、調査及び情報公表のそれぞれの計画を一体の計画（以下「計画」という。）として策定するものとする。

2 計画の基準日

令和2年4月1日

3 計画の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

4 対象となる介護サービス

介護保険法施行規則第140条の43の規定に基づき、別表1のとおり。

5 報告及び情報公表について

(1) 対象となる事業所等

実施要綱第3条第1項から第3項に規定する事業所等とし、別表2のとおりとする。
なお、実施要綱第3条第3項の規定により、少額事業所等が報告及び情報公表を希望する場合は、別紙様式1により申し出ることとし、申出に基づき別表2に登載することとする。

(2) 介護サービス情報の内容

実施要綱第4条第4項の規定による「基本情報」と「運営情報」とする。
なお、新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所等及び介護サービスを再開した事業所等については、「基本情報」のみとする。

(3) 報告の方法等

報告は、「介護サービス情報報告システム」（以下「システム」という。）を利用し、該当するサービスの調査票を作成（入力）することとし、提出先は市長とする。
なお、システムを利用できない事業所等は、札幌市に連絡し、送付される調査票（電子媒体を含む）に記入し報告することとする。

また、別紙様式1による申出についても、市長が受理し、申出の内容について別表2に登載することとする。

(4) 事業所等ごとの提出期限

別表2のとおりとする。

なお、別紙様式1による申出を行った事業所等については、申出のあった翌月20日まで、介護サービスを再開する事業所等については、再開する月ごとに定める期日とする。

ただし、当該日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直前の札幌市の業務日とする。

(5) 事業所等ごとの公表を行う月

別表 2 のとおりとする。

6 調査について

(1) 対象となる事業所等

実施要綱第 3 条第 5 項から第 7 項に規定する事業所等とし、別表 2 のとおりとする。なお、実施要綱第 3 条第 7 項の規定により、事業所等が調査を希望する場合は、別紙様式 1 により申し出ることとし、札幌市は、申出のあった事業所等について別表 2 に登載する。

(2) 事業所等ごとの調査を行う月

別途、通知する。

(3) 事業所等ごとの調査を行う者

調査担当職員。

なお、別紙様式 1 による申出を行った事業所等については、市長において、申出を受理した後、別表 2 に登載し公表することとする。

7 報告・調査・公表の義務を負わない事業所

別表 2 に登載された事業所のうち、介護保険法施行規則第 140 条の 4 第 1 号の規定に該当する事業所等については、別紙様式 2 により札幌市に申し出ることにより、報告、調査及び公表の義務を負わないものとする。

8 計画に関する事業所等からの申出

市長は、計画に関して事業所等から申出があった場合は、内容を確認し、その理由がやむを得ないものであると認められる場合には、当該事業所等に係る計画を変更する。

9 計画の管理

市長は、計画の進捗状況等の管理を行い、計画に関する事業所等からの申出等を受け付け、適宜、計画の変更等の対応を行うこととする。